

公益社団法人日本透析医会 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本透析医会（以下「本会」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第15号に掲げる者を外部理事という。
- (3) 監事のうち、公益認定法第5条第16号に掲げる者を外部監事という。
- (4) 役員は、非常勤とする。
- (5) 報酬等とは、公益認定法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、報酬等は支給しない。ただし、外部理事及び外部監事に対しては、次条においてそれぞれ定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

(総額)

第4条 外部理事に対する報酬等の総額は40万円以内、外部監事に対する報酬等の総額は80万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 本会は、役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 役員には、出張に要する交通費、旅費（宿泊費を含む）を、別に定める旅費規程により支給することができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月17日より施行する。